

# 厚生労働大臣の定める掲示事項

(令和8年10月1日現在)

**I 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関であり、DPC対象病院です**（医療機関別係数：1.4955（係数内訳：基礎係数 1.0583 機能評価係数Ⅰ 0.3373 機能評価係数Ⅱ 0.0787 救急補正係数 0.0212））。

## II 入院基本料に関する事項

一般病棟（2階・4階）では、1日57人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と1日に18人以上の看護補助者（みなし看護補助者含む）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- 日勤（8時30分から17時15分）看護職員1人当たりの受け持ち数は3人以内です。
- 準夜（16時30分から1時15分）看護職員1人当たりの受け持ち数は12人以内です。
- 深夜（0時30分から9時15分）看護職員1人当たりの受け持ち数は12人以内です。

一般病棟（西1階）では、1日に16人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- 日勤（8時30分から17時15分）看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。
- 夜勤（16時30分から9時00分）看護職員1人当たりの受け持ち数は18人以内です。

ハイケアユニットでは、1日に13人以上の看護師が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- 日勤（8時30分から17時15分）看護職員1人当たりの受け持ち数は1人以内です。
- 準夜（16時30分から1時15分）看護職員1人当たりの受け持ち数は2人以内です。
- 深夜（0時30分から9時15分）看護職員1人当たりの受け持ち数は2人以内です。

地域包括ケア病棟では、1日に8人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と1日に4人以上の看護補助者（みなし看護補助者含む）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- 日勤（8時30分から17時15分）看護職員1人当たりの受け持ち数は11人以内です。
- 準夜（16時30分から1時15分）看護職員1人当たりの受け持ち数は11人以内です。
- 深夜（0時30分から9時15分）看護職員1人当たりの受け持ち数は16人以内です。

## III 入院診療計画、院内感染予防対策、医療安全管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染予防対策、医療安全管理体制の基準を満たしております。

## IV 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担がない方についても、明細書を無料で発行することとしております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですのでその点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

## V 当院では北海道厚生局に以下の届出を行っております。

- 1 入院時食事療養（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時（夕食については午後6時以降）・適温で提供しております。
- 2 情報通信機器を用いた診療に係る施設基準の届出を行っており、当院では情報通信機器を用いた診療の初診において向精神薬の処方はいりません。

- 3    オンライン資格確認を行う体制を有しており、当院では受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。また、電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取組を実施しています。
- 4    歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準の届出を行っており、当院では院内感染防止対策を実施して診療を行います。
- 5    歯科外来診療感染対策加算1の施設基準の届出を行っており、当院では歯科診療に係る医療安全対策を実施し、緊急時においては医科診療科との連携体制が確保して診療を行います。
- 6    院内トリアージ実施体制加算の施設基準の届出を行っており、当院では院内トリアージを実施する体制が整備されており、状況に応じて院内トリアージを実施して診療を行います。
- 7    基本診療料・特掲診療料の施設基準等に係る届出

| 事      項                               |
|----------------------------------------|
| 診療料                                    |
| 情報通信機器を用いた診療に係る基準                      |
| 電子的診療情報連携体制整備加算1                       |
| 入院基本料                                  |
| 急性期一般入院基本料1(7:1)3ヶ病棟                   |
| 障害者施設等入院基本料(10:1)(60床)看護補助・患者ケア体制充実加算3 |
| 継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準           |
| 入院基本料等加算                               |
| 救急医療管理加算                               |
| 診療録管理体制加算2                             |
| 医師事務作業補助体制加算1(40:1)                    |
| 急性期看護補助体制加算                            |
| 25:1(5割以上)                             |
| 夜間急性期看護補助体制加算(50:1)                    |
| 夜間看護体制加算                               |
| 看護補助体制充実加算2                            |
| 看護職員夜間配置加算(16:1)                       |
| 電子的診療情報連携体制整備加算1                       |
| 特殊疾患入院施設管理加算                           |
| 療養環境加算                                 |
| 重症者等療養環境特別加算(13床)                      |
| 栄養サポートチーム加算                            |
| 医療安全対策加算1                              |
| 医療安全対策地域連携加算1                          |
| 感染対策向上加算1                              |
| 微生物学的検査体制加算、抗菌薬適正使用体制加算                |
| 患者サポート体制充実加算                           |
| 報告書管理体制加算                              |
| 地域支援・医薬品供給対応体制加算1                      |
| バイオ後続品使用体制加算                           |
| 病棟薬剤業務実施加算2                            |
| データ提出加算2(200床以上)                       |

| 事      項                                       |
|------------------------------------------------|
| リハビリテーション                                      |
| 心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)                            |
| 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)                            |
| 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)                               |
| 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)                               |
| 摂食機能療法の注3に規定する摂食嚥下機能回復体制加算2                    |
| 障害児(者)リハビリテーション料                               |
| がん患者リハビリテーション料                                 |
| 手術                                             |
| 乳癌センチネルリンパ節生検加算2及びセンチネルリンパ節生検(単独)              |
| 胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)                 |
| 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(区域切除)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)            |
| 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(肺葉切除又は1肺葉を超えるもの)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合) |
| 胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)                 |
| 食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)                         |
| 内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術                              |
| 胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)                                |
| 小腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)                               |
| 結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)                               |
| 腎(腎盂)腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)                           |
| 尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)                              |
| 膀胱腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)                              |
| 腔腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)                               |
| 経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)                        |
| ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術                         |
| ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(リードレスペースメーカー)           |
| 両室ペーシング機能付き埋込型除細動器移植術及び交換術(経静脈電極の場合)           |
| 植込型除細動器移植術(経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの)       |
| 植込型除細動器交換術(その他のもの)                             |
| 経静脈電極抜去術                                       |
| 大動脈バルーンパンピング法(IABP法)                           |
| 腎神経焼灼術                                         |

|                                                |                   |  |
|------------------------------------------------|-------------------|--|
| 入退院支援加算1                                       | 入院時支援加算、総合機能評価加算  |  |
|                                                | 医療的ケア児(者)入院前支援加算  |  |
|                                                | 認知症ケア加算3          |  |
|                                                | せん妄ハイリスク患者ケア加算    |  |
|                                                | 協力対象施設入所者入院加算     |  |
|                                                |                   |  |
| 特定入院料                                          |                   |  |
| ハイケアユニット入院医療管理料1(6床)                           | 早期離床・リハビリテーション加算  |  |
|                                                | 地域包括ケア病棟入院料2(40床) |  |
|                                                | 看護職員配置加算          |  |
|                                                | 看護補助者配置加算         |  |
|                                                | 看護補助体制充実加算3       |  |
|                                                | 身体的拘束最小化推進体制加算    |  |
| 医学管理料                                          |                   |  |
| 外来栄養指導料の注2に規定する基準                              |                   |  |
| 心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算               |                   |  |
| 喘息治療管理料                                        |                   |  |
| がん性疼痛緩和指導管理料                                   |                   |  |
| がん患者指導管理料(イ、ロ、ハ)                               |                   |  |
| 下肢創傷処置管理料                                      |                   |  |
| 救急外来医学管理料の注7に規定する院内トリアージ実施体制加算                 |                   |  |
| 救急外来医学管理料2及び注3に規定する救急外来緊急検査対応加算2               |                   |  |
| 外来腫瘍化学療法診療料1                                   |                   |  |
| 連携充実加算                                         |                   |  |
| 療養・就労両立支援指導料の注3に規定する相談支援加算                     |                   |  |
| 心不全再入院予防継続管理料1及び2                              |                   |  |
| 開放型病院共同指導料                                     |                   |  |
| 薬剤管理指導料                                        |                   |  |
| 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料                        |                   |  |
| 医療機器安全管理料(1、2)                                 |                   |  |
| 救急患者連携搬送料2                                     |                   |  |
| 在宅医療                                           |                   |  |
| 在宅療養後方支援病院                                     |                   |  |
| 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料<br>持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算、遠隔モニタリング加算 |                   |  |
| 検査                                             |                   |  |
| 遺伝学的検査の注1に規定する基準                               |                   |  |
| ウイルス・細菌核酸多項目同時検出                               |                   |  |
| 検体検査管理加算(Ⅱ)                                    |                   |  |
| 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算                       |                   |  |
| 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト                         |                   |  |
| ヘッドアップティルト試験                                   |                   |  |
| コンタクトレンズ検査料1                                   |                   |  |
| 画像診断                                           |                   |  |
| CT撮影(16列以上64列未満)                               |                   |  |

|                                                           |  |
|-----------------------------------------------------------|--|
| 経皮的下肢動脈形成術                                                |  |
| 腹腔鏡下鼠経ヘルニア手術(両側)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)                        |  |
| 腹腔鏡下胃切除術、腹腔鏡下胃全摘術<br>(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)                   |  |
| 腹腔鏡肝切除術                                                   |  |
| 腹腔鏡下腓体尾部腫瘍切除術                                             |  |
| 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術                                           |  |
| 腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)                           |  |
| 胸腔鏡下直腸切除・切断術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)                            |  |
| 輸血管理料2、輸血適正使用加算                                           |  |
| 人工肛門・人工膀胱造設術前処置                                           |  |
| 胃瘻造設時嚥下機能評価加算                                             |  |
| 麻酔                                                        |  |
| 麻酔管理料(Ⅰ)                                                  |  |
| 吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静1                                         |  |
| 放射線治療                                                     |  |
| 放射線治療専任加算                                                 |  |
| 外来放射線治療加算                                                 |  |
| 高エネルギー放射線治療                                               |  |
| 高エネルギー放射線治療の乳癌に対する全乳房照射の場合及び強度変調放射線治療(IMRT)の前立腺癌に対する前立腺照射 |  |
| 画像誘導放射線治療加算(IGRT)                                         |  |
| 体外照射呼吸性移動対策加算                                             |  |
| 定位放射線治療                                                   |  |
| 定位放射線治療呼吸性移動対策加算                                          |  |
| 病理診断                                                      |  |
| 病理診断管理加算1                                                 |  |
| 悪性腫瘍病理組織標本加算                                              |  |
| 入院時食事療養費                                                  |  |
| 入院時食事療養費(Ⅰ)                                               |  |
| 食堂加算                                                      |  |
| その他                                                       |  |
| 看護職員処遇改善評価料48                                             |  |
| 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)(注5含む)                                   |  |
| 入院ベースアップ評価料68                                             |  |
| 歯科                                                        |  |
| 電子的歯科診療情報連携体制整備加算1                                        |  |
| 初診料(歯科)の注1に掲げる基準                                          |  |
| 歯科外来診療医療安全対策加算1、歯科外来診療感染対策加算1                             |  |
| 歯科診療特別対応連携加算                                              |  |
| 医療機器安全管理料(歯科)                                             |  |
| 歯科治療時医療管理料                                                |  |
| 特別管理加算                                                    |  |
| 口腔機能実地指導                                                  |  |
| 歯科口腔リハビリテーション料2                                           |  |
| CAD／CAM冠及びCAD／CAMインレー                                     |  |
| 口腔病理診断管理加算1                                               |  |

|                       |                           |
|-----------------------|---------------------------|
| MRI撮影(1.5テスラ以上3テスラ未満) | クラウン・ブリッジ維持管理料            |
| 処置                    | 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)(注5含む) |
| 多血小板血漿処置              | 投薬                        |
| ストーマ合併症加算             | 抗悪性腫瘍剤処方管理加算              |
| 注射                    | その他施設基準関連                 |
| 外来化学療法加算1             | 臨床研修病院入院診療加算(基幹型)         |
| 無菌製剤処理料               | 紹介受診重点医療機関                |

VI 保険外負担に関する事項

1 初診に係る費用の徴収

他の保険医療機関等からの紹介によらず、当院に直接来院した場合については初診に係る費用として7,000円（歯科：5,000円）を徴収することになります。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、他の保険医療機関等からの紹介によらず来院した場合は、この限りではありません。

この費用は、病院と診療所の機能分担を推進する観点から、自己の選択に係るものとして、初診料を算定する初診に相当する療養部分についてその費用を徴収することができると定められたものです。

2 再診に係る費用の徴収

他の保険医療機関等へ紹介を行ったにもかかわらず、自らの希望で当院を受診した場合については再診に係る費用として3,000円（歯科：1,900円）を徴収することになります。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、他の保険医療機関等からの紹介によらず来院した場合は、この限りではありません。

この費用は、病院と診療所の機能分担を推進する観点から、自己の選択に係るものとして、再診料を算定する再診に相当する療養部分についてその費用を徴収することができると定められたものです。

3 入院医療における特別の療養環境に係る費用の徴収

当院では、以下一覧（1日につき税込料金）のとおり特別療養環境室の提供を行っております。特別療養環境室のご利用を希望される方は医師又は看護師へお申し出ください。

利用料金は全額自己負担となり、保険適用はありませんのでご了承ください。

|                          |           |                      |           |
|--------------------------|-----------|----------------------|-----------|
| 238号室・240号室<br>241号室（2階） | 個室 3,300円 | 333号室・335号室<br>（3階西） | 個室 2,200円 |
| 232号室（2階）                | 個室 2,200円 | 350号室（3階西）           | 個室 3,300円 |
| 348号室（3階西）               | 個室 2,200円 | 300号室（3階西）           | 個室 4,400円 |

4 180日を超える入院に係る費用の徴収

長期入院（180日を超える入院）されている患者さんの入院基本料の一部（入院料として算定される金額の15%相当額）2,733円を徴収することになります。ただし、患者さんが厚生労働省が別に定める状態にあるときには適用されません。

5 療養の給付と直接関係ないサービス等に係る費用の徴収

当院では、以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

- ① 証明書代、診療録の開示手数料
- ② 在宅医療に係る交通費
- ③ 薬剤の容器代
- ④ インフルエンザ等の予防接種
- ⑤ 治療中の疾病又は負傷に対する医療行為とは別に実施する検診（治療の実施上必要と判断し検査等を行う場合を除く）

詳しくは、別添の保険外負担に関する料金一覧をご覧ください。もしくは医事受付窓口へお尋ねください。

独立行政法人国立病院機構函館医療センター院長